

三河吉田の「ええじゃないか」騒動

橋 敏 夫

はじめに

慶応3年(1687)の「ええじゃないか」騒動については、田村貞雄『ええじゃないか始まる』と渡辺和敏『ええじゃないか』が⁽¹⁾、その詳細を明らかにした。しかし、発生地である三河国渥美郡牟呂村の東方1里にある吉田城下における様相は、史料的限界があり、その全体像については不明確なところが残されている。

この牟呂村と吉田城下の中間に位置する羽田村には、羽田八幡宮と浄慈院があり、神主の羽田野敬雄による「萬歳書留控」、幕末期の住職による「浄慈院日別雑記」が、それぞれ残されている。このうち前者は『幕末三河国神主記録』、後者は『豊橋市浄慈院日別雑記』I～Vとして刊行された⁽²⁾。

吉田城下の「ええじゃないか」騒動について、より詳細な記録があるのは後者の方で、『豊橋市史』第3巻を経て、田崎哲郎「慶応三年羽田村お札降りについて」が史料紹介し、『豊橋市浄慈院日別雑記』Ⅲのなかで、和田実「吉田城下における『ええじゃないか』」が検討している⁽³⁾。

筆者は、拙稿「お札降り発生地と津島天王社・参宮船」において⁽⁴⁾、病難除けに効験のある尾張国の津島天王社と、吉田城下の船町一帯の吉田湊から伊勢国に向かう参宮船が、お札降りに着目した場合の吉田における特質

であることを指摘した。そこでは、お札降りが発生した文政13年(1830)・安政2年(1855)・慶応3年のそれぞれにつき、直前の状況を取り上げた。

小稿では、上記のうち慶応3年につき、お札降りから施行・接待へと続く一連の過程を「ええじゃないか」騒動と捉え、第一に、吉田城下を構成する吉田二十四町と町続きの場所、すなわち町裏について述べ、騒動の検討対象地域を限定する。第二に、騒動の前史として、文政のおかげ参りの際の吉田城下における施行・接待を紹介する。第三に、施行・接待のなかで発生した死亡事故を中心に、吉田城下における騒動の展開について検討し、その全体像をさらに明確にすることを旨としたい。

1 吉田城下と町裏

三河国渥美郡吉田は、豊川下流左岸に位置する吉田城の城下町である。豊臣大名の池田照政が城主となった際、従来の城郭を拡大したのに併せて城下町も整備した。その後の徳川政権下では、元禄期に城主であった小笠原氏が再整備し、その姿が引き継がれて明治維新を迎えた⁽⁵⁾。

吉田城は北側に流れる豊川(吉田川、史料上では「大川」)を背とし、その他の三方に城下町が広がる。外堀に沿うように東海道の

往還が配置され、城下町である「吉田二十四町」が展開した。

寛延3年(1750)の「吉田二十四町差出帳」によれば、二十四町は往還に面した表町である「通り町拾貳町」(以下、表町十二町)と、往還の南側に引込んだ街路を通る「裏町拾貳町」(同、裏町十二町)に分かれ、公儀役である伝馬役、領主役である吉田大橋の掃除役や警固役、出火時の駆付人足役、東海道の利用者情報を提供する聞継人足役をつとめた⁶⁾。このうち、伝馬役に着目すれば、吉田二十四町＝吉田宿となる。これを狭義の吉田城下と定義する。

出火時の駆付人足役は、火災が家屋密集地である城下町に対して甚大な被害をもたらすという観点から設定されたものであろう。上記の指出帳によれば、駆付人足役の規定のなかに次のような箇条がある⁷⁾。

一町続在地之儀者下地村・飽海町・中柴・瓦町、其外町裏在地江者年寄・庄屋并人足罷出申候、町離れ候在地江者人足出し不申候、

ここでは、①「町続在地」、②「町裏在地」、③「町離れ候在地」と3類型に分けられているが、共通する「在地」とは、吉田藩の支配区分としては村方を担当する郡奉行の管轄地であることを表現したものであろう。

①②と③の地域の違いは、駆付人足の出役の有無である。①に含まれる下地村は、東海道が吉田大橋により豊川を渡った場所で、江戸時代後半には街道沿いに町屋が連なっていた。これとは反対に東海道が吉田宿に入る手前に位置したのが瓦町(河原町)で、景観は下地村と同様であったろう。飽海町(村)は、城郭の拡大にともない城内に村域の一部が取り込まれ、また村高のうち30石は吉田神明社の社領であった⁸⁾。こうした事情から、この3か所は、東海道利用者には宿場の一部と感ぜられたことだろう。

ただし、①に含まれる中柴は、本来②に分

類されるべき場所としてもよいようである。吉川利明「分地と町裏」が紹介した羽田野敬雄「吉田方羽田村綜録 附録」(明治5年)によれば、中瀬(世)古・畑中・清水・西宿・中柴・御堂裏・神明前・西町・談合宮・新銭町・妙円寺前の11か所が町裏として記録されているからである⁹⁾。

この町裏については、池田照政が城郭整備した際に飽海村・馬見塚村の一部を利用したことによる替地、新銭町のように江戸幕府の命で寛永通宝を鑄造した場所、であったりして成立事情に違いがある。それでも狭義の吉田城下の外延に広がる町場同様の場所という共通点がある。

拙稿では、狭義の吉田城下に①②を併せた地域を広義の吉田城下と定義し、以下の記述においては、単に吉田と表記する。

2 文政のおかげ参りににおける吉田

文政13年(1830)閏3月に阿波国から始まったおかげ参りは各地に広がり、同年7月上旬には吉田において施行・接待が行われた。その様相については、羽田野敬雄「萬歳書留控」によって、これまで次のように説明されてきた¹⁰⁾。

(文政13年)
一同寅閏三月頃より伊勢大神宮へ御蔭参りといふ事始りて [阿波国より始まりしといふ]、諸国より老若男女参詣夥敷、所々へ御祓、またハ金銀など降、又不思議之事も所々多くありと、七月上旬ニは、此吉田の町々ニても、施行并施行駕・馬等夥く出たり、[吉田の市中へ出たる駕籠四百十余挺・馬六十六疋、人数合二千五百五十余人也、ソヲ角力ニ組テ板行シタリ]

それは、金品の施行に併せ、施行駕籠410挺余と同馬66疋を提供し、住民2,550人余がかかわった。その様子は相撲の取組に仕立てられ、摺り物として板行された、というも

のである。しかし、現在見ることのできる摺り物は、忠臣蔵九段目になぞらえた「おかげで抜廻」だけである⁽¹¹⁾。

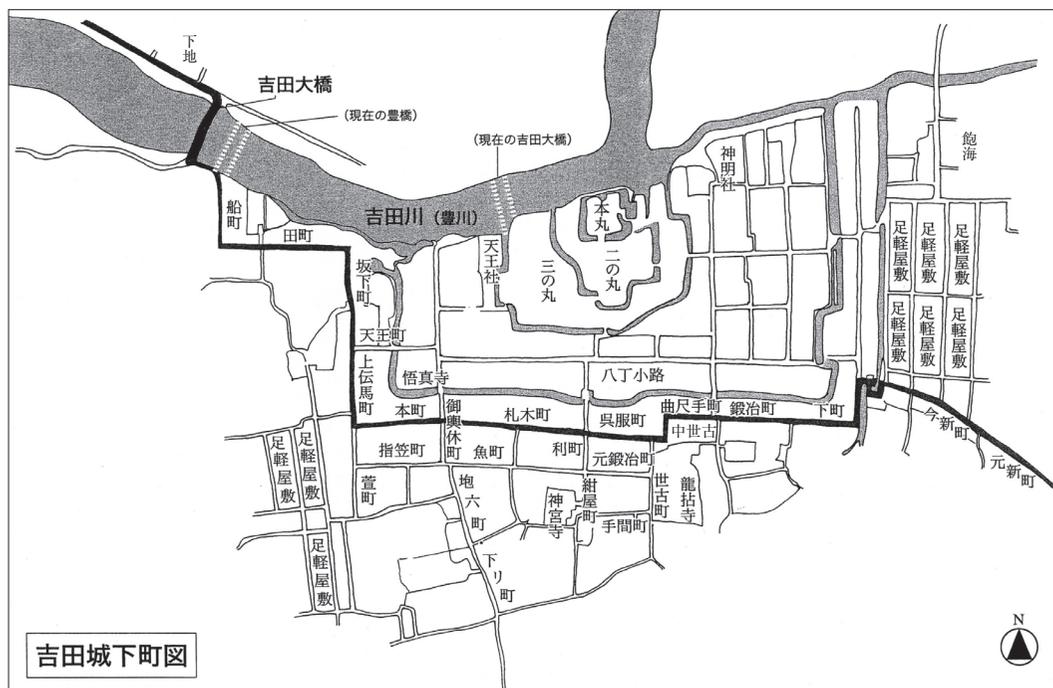
『豊橋市史』史料篇4に紹介されながら、これまで利用されなかった「年代記印覚之事」によれば、次のように各町の行動も判明する⁽¹²⁾。

(文政13年)
去程二天保元年寅四月より初り、大神宮おかげと申て、諸々国々に義相成、先初りは上方より阿波国より初、人々五六十余、小ましは当歳より抜て着類こ半てん、も、引改、おかげ之印のぼりを立、目印なし、同行何拾人と集り、伊勢おんどふのふしうたひ、よるひるさかへもなく道中にぎやに、宿々泊る処もなく、在家迄もたずねて泊り、宿々村々てばりの会所修行、飯又^(施)はかい、まめいり、石飯、わらじ、いろ々々修行有之候て、金なし二大神宮様江参り候事うたがひなし、又足よわの方ニ馬・駕の修行あり、段々五

月、六、七月時分ニは中国、八月時分当国從東シ関東迄はしり、先は当所ニは修行事、

上通り
下地村 大名のまねを致し
船町 大文付ゆかた、飯修行^(載)
田町 半てん改、駕、会所にてまめいり
坂下 かご、半てん、かい
上传馬 水玉、麦ゆ、ゆかた改、かごあり
本町 かごはのり物、ゆかた改、茶・くわし
札木町 かご、茶・くわし
惣町如斯修行有之候得は、あらまし印置、同町は会所寿泉寺之弥七、東屋敷式間ニ四間半之小屋を掛、修行いたし候処、うら町迄も在中のこりなく、並木道^(通)り持出し、修行致し、如斯ニ印置候事、

前半では、おかげ参りの概要と各地への拡散時期について述べ、8月頃に三河以東関東地方で盛行したということを書いてる。後半が吉田の様子で、下地と表町十二町の船町・



和田実『城下町の賑わい 三河国吉田』(あるむ・平成19年3月)39頁を一部改変して転載。

田町・坂下町・上伝馬町・本町・札木町では、紋付の浴衣や袴纏を調製し、飯・粥・煎り豆・茶・菓子・水玉・麦湯を提供したことを挙げている。施行駕籠でも本町は、上等な乗物を用意したとある。裏町や在中からも施行・接待はあったと記録されている。ただし、「萬歳書留控」が7月上旬とするのに対し、上記は8月頃の様子なのである。

在中の一例として「萬歳書留控」によれば、羽田村は有志の寄進米を活用した「せったい粥」を「上伝馬町市十郎北隣ノ家をかり施行」している⁽¹³⁾。いわば、出張による施行・接待である。

3 吉田の「ええじゃないか」騒動

(1) お札降りの開始時期

渥美郡牟呂村の牟呂八幡宮神主森田光尋は「留記」と題する冊子をまとめた。このなかに、慶応3年(1867)7月14日に牟呂村地内の大西で外宮のお祓いが見つかったことを契機として、「ええじゃないか」騒動が始まったことが記録されている⁽¹⁴⁾。

この牟呂村における状況が伝わり、吉田における「ええじゃないか」騒動が始まったのであるが、契機となったお札降りの時期に混乱があり、これまでのところ解決に至っていない。

佐藤又八『三州吉田船町史稿』には、吉田湊の運営のために船町が書き継いだ慶応2年「渡船場諸雑記」から次の記事が載っている⁽¹⁵⁾。

慶応三年丁卯六月廿一日ヨリ伊勢内宮様御祓、猶又春日様、秋葉様御札所々へ降り、町内庄右エ門・彦助・久米蔵・源吉・神明之社・渡船場六ヶ所へ降り、二夜三日御備燈明ヲ献シ、一日遊日御日待致シ、若キ者共俄ヲ仕組、投餅・マキ銭・酒・甘酒等、往来ノ者ニ施シ、夥敷群集致候、

就テハ追々隣町・近村ヘモ降り、右同様ノ事ニ御座候、渡船場ヘハ廿五日ニ降り、廿六日より五夜五日御神燈ヲ献シ、一日糯米一斗式升宛、餅ヲ搗、牛馬ニ施シ申候、賽銭九百九十一文有、

6月21日からお札降りが始まり、船町でも6か所を数えたので、二夜三日の神事を行った。遊び日を設けて日待をし若者がにわかを催し、施行したところ大群集となった。お札降りは近隣の町村でも始まり、同月25日の渡船場への降札をうけ、五夜五日にわたり献灯して投餅を行った、というのである。

太平洋戦争時の豊橋空襲により原史料が焼失し、引用部分の日付について確認することはできない。渡辺和敏氏は、6月21日という日付につき、吉田では同日にお札が降ったが中絶して継続的な騒動に展開しなかった、佐藤氏による筆写ミスで実際には7月21日のことであった、の二つを指摘し、後者であろうと推測している⁽¹⁶⁾。

これに対し、田村貞雄氏は、7月18日夜に裏町十二町のひとつである萱町において、吉田における最初のお札降りがあった、と推測している⁽¹⁷⁾。これは、7月24日にお鍛祭り百年祭を開催しようと羽田村が準備を進めていたところ、「此程近辺草間・牟呂・野田・新田・萱町等へ伊勢之御祓降下」り、同月22日に村内の西羽田で最初のお札降りがあった、という「萬歳書留控」の記事に基づいている⁽¹⁸⁾。

地名の一つとして挙げられている新田は、松島新田のことであろう。鎮座する松島社の棟札から、同所では慶応3年7月20日に最初のお札降りがあり、さらに8月18日と続いたことが、近年判明した⁽¹⁹⁾。

これらを整理すると、7月14日に牟呂、同月18日に吉田の萱町、同月20日に松島新田、同月21日に吉田の船町、同月22日に羽田村にお札降りがあったことになる。

「萬歳書留控」には、記録された時期が8

月上旬と推測できる次のような部分がある。そこでは、吉田大橋を挟んだ下地と船町におけるお札降りが吉田に広がったと観測している⁽²⁰⁾。

今度者下地・船町より初、吉田町中へ追々降下り、いつれも神酒・甘酒・投餅・にハカ等有之、大賑敷有之候、伊勢御祓其外秋葉の御札、其外之も交りて降り、したがって、7月21日に下地を追加することもできよう。

中世古にある観音院は、浄慈院の末寺で、住職の弟子である戒円が留守僧をつとめていた。「浄慈院日別雑記」によれば、7月27日に観音院から「子供来ル、今朝五ツ頃ニ庭へ秋葉山ノ札降ルと申来」ったことをうけ、住職は「^(戒円)戒ニ今日来ル様申遣」した。そして、次のような報告をうけた⁽²¹⁾。

○八ツ頃ニ戒来ル所、四ツ頃ニ井戸ノ辺へ子供兩人水呑居ル処、井戸ノ上ノ処へ南ノ向より又秋葉山ノ念入ノ札降り来ル、子供受ル云、不思議之事哉、早々菊蔵・八三郎・万次郎・組頭弥吉等寄寺へ祭ル云、今宵ハ燈明献シ丁内参詣と申、西瓜壺ツ供物上ル様菓子代五百文渡ス、丁内在家へも二枚降り清宝院ニ而祭ル云、貧丁故酒ノ一樽も会所ニ而呑ミ参詣致様ノ咄シ也、

その際「其外曲尺手・城内并所々へ種々ノ札降ル噂也」とも聞いた。観音院では秋葉山の札にちなみ「秋葉祭」を「二夜三日」催すことにし、最終日には投餅を計画したので、浄慈院でもその対応におわれている。

この「浄慈院日別雑記」の記事から、お札降りが数日のうちに吉田の各所でみられるようになったことは確実であろう。

(2) 福引事故と吉田藩の介入

「浄慈院日別雑記」によれば、8月2日「札木ニ而餅・銭金・手拭ノ類種々投ル申、大群

^(ママ)衆と云事」、「過日下地ニ舟町、同様ノ賑合大群集と申事、珍敷事哉」、同月3日「魚町投餅」と、吉田の「ええじゃないか」騒動の過熱^(ママ)ぶりが記録される一方、同日に「上より致様との事」と、内容は不明ながら騒動を抑制する旨の触書が吉田藩から出された。

続けて「左ナレトモ大群集、御蔭参道者抔致し、男女ニ成、女男ニ成り、町中歩行ノ由也、投物も沢山と申事」と収まる気配がなく、さらに「呉服町も男達九人も美麗ニ作り、町々車引歩行と申、矢張投物ハ沢山と申事」、「町々は迄降ル処、夫々事致し祭ル云、珍重事哉」という程であった⁽²²⁾。

8月4日、観音院の戒円が浄慈院に来て「町々ノ此度騒キ夥敷」という吉田の様子とともに、「今日本町福引ニ而諸道具等迄も呉ル」はずであったが「雨故延ル」と住職に伝えた。この雨天順延が禍したのであろうか、翌5日に死亡事故が発生した⁽²³⁾。

今日本町諸道具・あら物福引、横丁天王社ニ而鬪クレル所、木戸軋ひ大群集ニ而大ノ怪我五人有ル云、即死同様ノ者或人と申事、上より役人来ル、留メルト云事、祇園よりも大群集と申事、紺屋町・手間丁・神明前等其外も札降り夫々ニ祭ルと云事、尤上より留ラレ明日よりハ騒事停止ニ成由也、

規模の比較で取り上げられている「祇園」とは、吉田天王社の祇園祭のことである。集まった人数が、福引主催者の予想を超えたことが想像できるが、死亡事故とあっては、沈静化に実力で臨むほかないと吉田藩は判断したことであろう。

事故発生場所である横丁天王社とは、御輿休天王社のことである。御輿休町は裏町十二町のひとつで、吉田城の本町口門から延びた街路が表町である本町と札木町との境で東海道を横断した場所に位置し、御輿休町を抜けた街路は魚町と指笠町を繋ぐ裏通りにぶつかる（前掲図参照）。

『三河国吉田名蹤綜録』によれば、「古へ此町を横町と号す、寛文の頃改」め、6月晦日には「輪潜祭礼」を執行する、とある⁽²⁴⁾。祇園祭の際に渡御する吉田天王社の御輿が、ここを御旅所としていることが、町名の由来である。

この死亡事故は衝撃的で、直ちに伝播したようである。加茂郡稲橋村の古橋源六郎の日記には、8月5日付で次のように記録されている⁽²⁵⁾。

五日 吉田羽田野様罷出候処、御留主^(佐野)逢字子出、御祓降り吉田大賑合、本町^(福)移引八千天王境代^(内)ニ而有之、大勢行打戻押倒許即死有之、全其儀ニ者右次第故^(主水)廣岩君罷出、宣長翁書拜見、羽田野帰り御同人御帰宅、右竹尾咄し亀井弥六申同人唯乞申越、西方太郎左衛門罷出候、極内申聞有之、

この内容から、古橋は羽田八幡宮の羽田野を訪問しており、福引事故について知ったようである。これまで「ええじゃないか」騒動ではお礼降りに基づいて伝播の様相を確定してきたが、これは騒動の情報を直接持ち帰る事例である。

さて、吉田の「ええじゃないか」騒動については、次のような摺り物があり、表町と裏町のほとんどが接待・施行や催し物を活発に展開している⁽²⁶⁾。

東海道吉田宿惣町御かけの次第

下地	御神酒	五拾樽
	投餅	五拾俵
	団扇	三千本
船町	御神酒	当百文久銭
	投銭	六百四拾貫文
田町	投餅	四拾俵 金銭三百貫文
	御木引車	
坂下町	御供餅	
上伝馬町	御供餅	伊勢参
本町	御供餅	五拾俵

札木町	投餅	三拾俵
	赤飯	貳拾俵
	かげ芝居	
	宝車	
呉服町	御田植	
曲尺手町	顔見勢	
鍛冶町	大幣帛	五拾俵
	投もち	
下モ町	御供餅	
今新町	大投	三拾俵
	投もち	
元新町	投餅	貳拾俵
	投手拭	千筋
手間町	御供餅	
紺屋町	御供もち	
元鍛冶町	御供餅	
利町	御供餅	
魚町	投餅	七拾俵
指笠町	投餅	貳拾五俵
萱町	御供餅	
埴六町	投餅	
下り町	狂言	
新銭町	御かけ駕籠	瀧水投もち
	土産箸	
中柴	相山	茶番狂言
	万金丹	
		板元横丁

板元となっている横丁は、御輿休町のことであろう。日付が欠けているが、福引に併せて製作されたとみてよい。

『幕末期米屋吉左衛門「諸事控」』（仮題)のなかにも、「ええじゃないか」騒動について、次のように記録されている⁽²⁷⁾。

此節町々へ大神宮様・磯部様・秋葉様所々之御札ふり来り、其町々ニて酒・さとう水・あまさけ・なけもちなど致し、日ニまし大さわぎニ相成、いせ参り道者男者女ニ成、女者男之風ニ相成、おかけかごなど致し、船町より瓦町迄之間、町々ニ

て扇子・手ぬくい・うちわ・よふじ・当百・文久銭・玉あられ・金平とう・源じ豆など紙二包、又者せんべい・はかき・福引之くじ、いろいろ之品まきちらし、追々ちようしニのり、大さわぎニ相成申候所、八月五日本町ニて福引之品、たんす・長持・両掛引うす・はしご、其外いろいろ之品物をかさり立、横丁天王社ニてくじ相渡候所、前日よりひようばん高く、町在共ニ大人数いで来り、くんしゆをおし、天王社門之戸ひらをおしたをし、けか人四五人も出来候所、式三人者命茂六ヶ敷様子ニ相成、くし見合候所、御上様より御さしとめニ相成、まきくじニ致、品物者六日・七日両日ニ相渡申候、

右之さわきニ付、御上様より此後御明し之外不相成候趣被仰渡候ニ付、町々仕度致し候所も有之候得共見合ニ相成、七月下旬より八月五日迄大さわき致し申候、

米屋吉左衛門は、曲尺手町に住む穀屋で、嘉永7年（1854）閏7月には、吉田惣町の穀屋仲間月番をつとめた人物である⁽²⁸⁾。「日ニまし大さわぎニ相成」と、騒動が過激になっていく過程を取り上げ、「追々ちようしニのり」と、やや批判的な視線を注いでいるところが特徴であろう。

福引事故の後始末には吉田藩の介入があり、福引を撒き鬮に変え、献灯することだけが吉田藩から認められたことが述べられ、さらに福引同様の催事を計画した町々では、これの中止を余儀なくされたことも付記してある。さらに、記入時点においては、「ええじゃないか」騒動の期間が7月下旬～8月5日だった、とまとめている。

(3) 「ええじゃないか」騒動の再燃

「浄慈院日別雑記」によれば、慶応3年8月12日の「晩方戒円来ル、鳳来寺ノ奥院御

影晩方中せこへ降ニ付見て来ル、度々事故寺計ニ而燈明献し勤致様」にと住職は指示した。これでお札は「秋葉三枚共合四枚ニ成」ったことになる⁽²⁹⁾。

さらに「その女口書」によれば、飽海では8月16日夜に「大神宮のお祓ふり、しばらくして又津島天王の御札」がふり、同月18日朝に秋葉山のお札、同23日朝には福田太夫と御師の名前のある「大神宮様之御祓」がみつかった⁽³⁰⁾。

「諸事控」にある次のような8月21日付の記事の内容には、一部について誤りがある。すなわち、

卯八月廿一日記ス、

当時御蔵米金拾兩二付四俵替、小売直段先日より六百三十式文売来り候、当月上旬者、吉田町計御札ふり、右さわき之所、此節者在々へ御札ふり来り、其村々にてなけもち・あまさけ・かし・さけ、かぐら・にわかなど之大さわき致候よし、尤町方へ茂所々へ日々此節ニても御札ふり来り候得共、御明し計ニて、何事も無之候、猶又此節二川・白須か・新居・浜松などへ御札ふり来り、大さわき致候よし、新居宿者町々百人、百五拾人ツ、おかけと印たるのほりを立、伊勢参宮致し候者、日々登り・下り通行致し候、此趣ニてハ、ま事之おかけ茂初り可申気込ニ有之候、右何れへふり来ル御札もしらさぎくわへ来ルよし、慥ニ見たる者あり、

というもののうち、特に「御明し計ニて、何事も無之」とする部分である⁽³¹⁾。「浄慈院日別雑記」によれば、次のようにあるからである。すなわち、

廿一日 折々はら々々雨天き也（中略）晩方中せこ菊蔵来ル、今日午時ニ観音院本堂屋根ノ辺ニ而大ニ成音致ス処、太神宮札・津嶋ノ札有ニ付、町内打寄り日待致シ燈明上ル云、町内へ出ス酒料ノ儀談ニ来ル、金式分也渡ス、戒も不快ニ而不

来云、此間十七・十八日と二度観音院へ降り日待致すと云、
 というものである⁽³²⁾。前掲の記事によれば8月12日の場合は観音院の献灯だけだったが、同月17・18日には日待を再開し、さらに21日も同様となったのである。これは、和田氏も指摘するように⁽³³⁾、「ええじゃないか」騒動の再燃である。

加えて本堂の屋根で「大ニ成音」がしたので、みてみると伊勢神宮と津島天王社のお札があったというのであるから、気づかせるための音である。そこには再燃を促す明確な意図があったことになろう。

さらに8月26日には、前日の出来事が次のように記録されている⁽³⁴⁾。

廿六日（中略）朝戒円来ル、昨日観音院門前中せこと曲尺手境へ秋葉ノ札御影事、廻り紙ハ皆焼ク、御スカタ計り降ルニ付、両所より観音院へ納（後略）

8月25日に降った秋葉山のお札は、中央の三尺坊を描いた部分だけを残して周囲を焼いたものであり、降った場所は、観音院のある中世古と吉田宿の中心地の一つである曲尺手町の丁度境界辺りだったので、両方が話し合っって観音院にお札納めをした。なお、観音院では秋葉代参の無事帰宅を祈念する「通夜」を執行している。

さらに、前日の夜10時頃に雨が止み、日付が変わった8月30日の深夜2時過、観音院では前回同様の「大成音致し」て、夜明け後に確認すると、秋葉山のお札四枚と仏像が発見された⁽³⁵⁾。

晦日 夜前雨、大分降ル、曇勝、風有、晩方大ニ強シ、中風也、雨降そふて不降、夜ル四ツ頃より晴ル（中略）牛川半右衛門殿昼時ニ入来ス、中せこ観音院夜分丑ノ刻と思頃大成音致し、明早朝見ル処、庭ノ松ノ枝少シ折レ、其辺りニ秋葉山ノ札四枚有り、本堂ノ長角ノ処竹垣へ丸竹指入有ル、丸竹ノ上へ御長壺尺計仏

像立テ有ルニ付、町役三人其外小前者集居信心致ス旨、役所へも町役より届ケル由、右行合ニ付、此方へ次手ニ付半右衛門殿為知也、直ニ帰ル、○晩方明日供物餅手返ニ来ル、直ニ帰ル、○暮方より院主、音吉供中せこへ勤ニ行、まん中三百文供物ニ備ル、町役三人ハ勿論、町内中皆集り日待も致し大群集也、上り物も相応ニ有、参詣沢山、何ソノ祭り同前賑敷也、御長壺尺立像ニ而合掌、御顔より下迄焼テ有ル、不思議也、修法致し四ツ過ニ帰ル、米ニ升遣ス、○元かち町・魚町其外へ札降り、所々より裸ニ相成、一町内子供連立テ札ノ降り所ヲ巡拜ニ而賑敷也（後略）

前掲の「東海道吉田宿惣町御かけの次第」のなかでは、元鍛冶町は御供餅、魚町は投餅とあるだけで、今回の裸姿で子供同伴の巡拜という行動について記載されていない。福引に併せて摺り物が製作されたとする推測を裏付けよう。

木像が降るという現象については、8月27日の記事のなかに「大聖寺」での前例が記録されている⁽³⁶⁾。「御長式尺余り」の木像が「寺庭へ夜分落」ちた。すでに「片羽有テ片羽ハ損」じていたが、「秋葉三寸坊ノ印札懸」けていた。「今日ニ而三四日大群集、上ル物等も沢山」であったというものである。

この出来事については、木像が「落ル前夜、老翁金五両持来り丁寧ニ燈明上ケ呉と云、帰ル故門迄追懸何方ノ人と尋ヌレトモ門ニ而キエルト云」う噂があり、住職は「不審之事哉」と感想を記している。

また晦日の記事には、吉田藩から許可されたとの記述はない。しかし、町役3人が役所に届け出た結果、二夜三日の諸行事開催となったのであるから、少なくとも黙認を取り付けたことは確実であろう。

終了予定日の9月2日、「今日ニ而二夜三日仕舞、夜分も矢張参詣沢山」とある⁽³⁷⁾。「浄

慈院日別雑記」には、吉田の「ええじゃないか」騒動についてこれ以降の記録はない。

おわりに

以上、三河吉田の「ええじゃないか」騒動について検討した。要約と課題を述べて結びとしたい。

第一に、狭義の吉田に出火時の駆付人足が出役する地域を加え、これを広義の吉田として、この地域を検討対象とした。「東海道吉田宿惣町御かけの次第」に下地・新銭町・中柴が含まれていることからすれば、無理のない限定であろう。

第二に、文政のおかげ参りにおける吉田の状況を紹介した。この際の施行・接待を拡大したものが、慶応3年(1867)の「ええじゃないか」騒動におけるそれであることは、慶応3年8月3日の記事のなかに「御蔭参道者」とあることや、摺り物の表題のなかに「御かけ」とあることから確実である。これは言い換えれば、文政のおかげ参りの記憶が生きていたということになる。今後、吉田、及びこの周辺地における文政のおかげ参りについて検討する必要があるだろう。

第三に、吉田の「ええじゃないか」騒動について、開始時期、福引事故、再燃という順序で明らかにした。開始の契機となる吉田のお札降りについては、周辺村々を含めて日付を確定した。騒動の最初の盛り上がりは、7月下旬～8月5日であった。この5日には御輿休町の天王社で死亡事故が発生し、吉田藩の本格的な介入を招き、献灯することだけが許されることになった。

しかし、お札降りそのものは継続しており、8月21日から騒動が再燃した。通常のお札降りに加え、音をともなうお札降り、焼損したお札や破損した仏像の降下が続いた。騒動を強要するかなのような過激な状況である。これでも、吉田の「ええじゃないか」騒動は、「浄

慈院日別雑記」の記録が9月初旬を最後にするように、9月に入ると次第に沈静化したようである。

この間の8月15日には、將軍家茂の法事中は神社への札納めを禁止する触書、同月25日には、異様な姿での舞踏や手踊り・狂言類似行為を禁止する触書を吉田藩は村々に対して出している⁽³⁸⁾。ただ、これらに関する記事が「浄慈院日別雑記」にみえないので、ここでは取り上げなかった。

課題として残されたのが「諸事控」の8月21日付記事にある新居宿住民の伊勢参宮についてである。同宿では、慶応3年8月9日に武兵衛本陣に最初のお札降りがあり、同月中に降った9種類、34枚について、吉田藩の新居町奉行所に届け出た。本陣の日記による伊勢参宮者は556人、和歌山藩御用宿をつとめた紀伊国屋の宿帳では、伊勢神宮・秋葉山・豊川稲荷への参詣をあげ、このうち伊勢へは千人程が向かったとある⁽³⁹⁾。伊勢参宮という事例は藤川宿でも確認でき、「ええじゃないか」騒動の最中に出掛けている⁽⁴⁰⁾。

これに対し、「留記」によれば、牟呂八幡宮の森田光尋・光文親子は8月20～24日に秋葉山に参詣し⁽⁴¹⁾、「浄慈院日別雑記」によれば、8月28日に中世古の秋葉代参か帰宅している⁽⁴²⁾。「その女口書」によれば、飽海では伊勢神宮と津島天王社のお札が降った翌日の8月17日、「心真きもこめいじ、明朝早速孫八自身二秋葉山江参詣、同時両村ヨリ代参式人詣ける」というような行動にでている⁽⁴³⁾。

そうした事例からすれば、宿場からは伊勢参宮、村方からは秋葉参詣と大別できるかもしれない。今後の事例の収集が必要である。

註

- (1) 田村貞雄『ええじゃないか始まる』（青木書店、昭和62年1月）、渡辺和敏『ええじゃないか』（あるむ、平成18年3月第2刷）。
- (2) 羽田野敬雄研究会編『幕末三河国神主記録』（清文堂、平成6年2月）、渡辺和敏監修『豊橋市浄慈院日別雑記』Ⅰ～Ⅴ（あるむ、平成19～23年3月）。
- (3) 『豊橋市史』第3巻（豊橋市、昭和58年3月）1051～1052頁、田崎哲郎「慶応三年羽田村お札降りについて」『三河地域史研究』第5号（三河地域史研究会、昭和62年11月）所収、和田実「吉田城下における『ええじゃないか』」、渡辺和敏監修『豊橋市浄慈院日別雑記』Ⅲ（あるむ、平成21年3月）524～529頁。
- (4) 拙稿「お札降り発生地と津島天王社・参宮船」、『地方史研究』376（地方史研究協議会、平成27年8月）30～33頁。
- (5) 『豊橋市史』第2巻（豊橋市、昭和50年、11月）214～215頁。
- (6) 「吉田二十四町差出帳」『豊橋市史』第7巻（豊橋市、昭和53年2月）55～59頁。
- (7) 同上、55頁。
- (8) 愛知大学総合郷土研究所蔵「天明改正東海道分間絵図」（天明5年）、「徳川家康朱印状」『豊橋市史』第7巻（豊橋市、昭和53年2月）1087頁。
- (9) 吉川利明「分地と町裏」『東海地域文化研究』第16号（名古屋学芸大学短期大学部、平成17年3月）63～67頁。吉川氏が紹介した書籍は、『豊橋市中央図書館所蔵 羽田八幡宮文庫旧蔵本目録』（豊橋市中央図書館、平成21年3月）によれば「吉田方郷羽田村総録 附雑記」にあたる（250頁）。
- (10) 羽田野敬雄研究会編『幕末三河国神主記録』（清文堂、平成6年2月）102～103頁。割書部分は〔 〕で示し、合字は平仮名に改めた（以下同）。
- (11) 「おかげで抜廻」『おかげまいりとええじゃないか』（豊橋市美術館、平成15年10月）45頁。
- (12) 「年代記印覚之事」『豊橋市史』史料篇4（豊橋市役所、昭和38年3月）361～362頁。
- (13) 羽田野敬雄研究会編『幕末三河国神主記録』（清文堂、平成6年2月）103頁。
- (14) 豊橋市美術館蔵森田家寄託文書『留記』、渡辺和敏『ええじゃないか』（あるむ、平成18年3月第2刷）所収。
- (15) 佐藤又八編著『三州吉田船町史稿』（自家版、昭和46年）488～489頁。
- (16) 渡辺和敏『ええじゃないか』（あるむ、平成18年3月第2刷）64～65頁。
- (17) 田村貞雄『ええじゃないか始まる』（青木書店、昭和62年1月）27～28頁。
- (18) 羽田野敬雄研究会編『幕末三河国神主記録』（清文堂、平成6年2月）414頁。
- (19) 鈴木源一郎編『豊橋市神社棟札集成』（愛知県神社庁豊橋支部、平成13年7月）869頁。渡辺和敏『ええじゃないか』（あるむ、平成18年3月第2刷）57～58頁を参照。
- (20) 羽田野敬雄研究会編『幕末三河国神主記録』（清文堂、平成6年2月）415頁。
- (21) 渡辺和敏監修『豊橋市浄慈院日別雑記』Ⅲ（あるむ、平成21年3月）222～223頁。引用部分「又秋葉山」とあるので2度のお札降りの可能性もあることに留意したい。
- (22) 同上、224頁。
- (23) 同上、224～225頁。
- (24) 『三河国吉田名蹤綜録』（豊橋市、平成9年3月）229～230頁。
- (25) 『新修 豊田市史』7資料編近世Ⅰ（愛知県豊田市、平成26年3月）656頁。
- (26) 「東海道吉田宿惣町御かけの次第」『吉田城と城下町』（豊橋市美術館、平成17年10月）98頁。
- (27) 愛知大学総合郷土研究所蔵『幕末期米屋吉左衛門「諸事控」』（仮題）コピー本。
- (28) 拙稿「安政～慶応年間における三河吉田の米価変動」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第61輯（愛知大学、平成28年3月）56頁。
- (29) 渡辺和敏監修『豊橋市浄慈院日別雑記』Ⅲ（あるむ、平成21年3月）227頁。
- (30) 「その女口書」『豊橋市史』第7巻（豊橋市、昭

- 和 53 年 2 月) 1132 ~ 1133 頁。
- (31) 愛知大学総合郷土研究所蔵『幕末期米屋吉左衛門「諸事控」』(仮題) コピー本。
- (32) 渡辺和敏監修『豊橋市浄慈院日別雑記』Ⅲ (あるむ、平成 21 年 3 月) 229 ~ 230 頁。
- (33) 和田実「吉田城下における『ええじゃないか』」、渡辺和敏監修『豊橋市浄慈院日別雑記』Ⅲ (あるむ、平成 21 年 3 月) 526 頁。
- (34) 渡辺和敏監修『豊橋市浄慈院日別雑記』Ⅲ (あるむ、平成 21 年 3 月) 231 頁。
- (35) 同上、232 頁。
- (36) 註 (34) と同じ。
- (37) 渡辺和敏監修『豊橋市浄慈院日別雑記』Ⅲ (あるむ、平成 21 年 3 月) 233 頁。8 月 3 日と 4 日・14 日に関連記事があるが、騒動そのものについてのものではない (同 233・同 235 頁)。
- (38) 『新居町史』第 8 卷近世史料 4 (新居町、昭和 61 年 3 月) 894・897 ~ 898 頁。
- (39) 拙稿「『お札降り』発生地域の関連史料」『交通史研究』第 11 号 (昭和 59 年 3 月) 51 ~ 52 頁。
- (40) 藤井寿一「三河額田郡の『お札降り』 - 東海道藤川宿を中心にして -」『地方史研究』180 (地方史研究協議会、昭和 57 年 12 月) 48 頁。
- (41) 豊橋市美術博物館蔵森田家寄託文書『留記』、渡辺和敏『ええじゃないか』(あるむ、平成 18 年 3 月第 2 刷) 97 頁。
- (42) 註 (34) と同じ。
- (43) 「その女口書」『豊橋市史』第 7 卷 (豊橋市、昭和 53 年 2 月) 1132 頁。

